優グ-02-005

令和２年５月２８日

ご家族様各位

社会福祉法人奉優会　優っくり事業本部

本部長　水内利英

**【緊急事態宣言解除後の対応について】**

新型コロナウィルス（COVID-19）感染症に伴う緊急事態宣言が全面解除となりました。介護入居施設においては緊急事態宣言解除後も第２波の感染拡大を鑑みて、下記の対応とさせていただきます。

首都圏の感染状況等踏まえ、柔軟に対応してまいります。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 緊急事態宣言時 | ６/１～ | ７/１～ |
| 面会 | 緊急やむを得ない場合を除き、面会中止。通信機器を用いてのビデオ通話のみ対応 | 左記同様  ガラス越し面会（※） | 左記同様 |
| 家族との外出・外泊 | やむを得ない場合以外は自粛 | やむを得ない場合以外は自粛 | 左記同様 |
| 訪問マッサージ | 自粛 | 自粛 | 再開予定 |
| 訪問  理美容 | 自粛 | ※１条件付きで再開 | 左記同様 |
| 散歩外出 | 自粛 | ※2条件付きで実施 | 左記同様 |

※　優っくりグループホーム池尻ではガラス越し面会の対応はできかねますのでご了承ください。

※１　３密にならない場所にて実施。実施当日利用者及び理美容師の健康チェックを実施したうえで行う。

※2　気分転換及び機能維持を目的とし、職員付き添いのもと、3名以下の少人数かつ外部の方と接触がない条件下でのみ可能。１回の外出時間を20分以内とする。

以上